

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要綱の制定について（昭和 43 年 3 月 11 日例規第 8 号）

最終改正：令和 7 年 3 月 21 日

○運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要綱の制定について

昭和 43 年 3 月 11 日

例規第 8 号県警察本部長

本部、部・課・官・隊・校長

警察署長

次のとおり運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要綱を定めたから、運用にあたり誤りのないようにされたい。

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要綱

第 1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 103 条の 2 に定める運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止及び法第 107 条の 5 第 10 項に定める自動車等（自動車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転の禁止（以下「仮停止等」という。）の事務について必要な事項を定めるものとする。

第 2 基本的留意事項

- 警察署長又は警察本部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、仮停止等は、法第 103 条の 2 第 1 項各号に掲げる交通事故を起こした者を早急に道路上から排除するため緊急に行う処分であるので、仮停止等を行う必要があると認められる交通事故が発生したときは、その真相の究明を迅速かつ適正に行い、事実誤認等により、後日紛議を起こすことのないようにしなければならない。
- 署長等は、仮停止等を行つた者について、当該仮停止等の期間内に法第 103 条に定める免許の取消し若しくは免許の効力の停止又は法第 107 条の 5 第 1 項に定める自動車等の運転の禁止（以下「本処分」という。）が行われるよう、自動車運転者等の行政処分取扱規程（昭和 44 年長野県公安委員会規程第 3 号）の定めるところにより、おおむね当該交通事故発生後（ひき逃げ事件については被疑者の検挙後）48 時間以内に本処分に必要な関係書類を作成しなければならない。

第 3 対象事故の捜査等

- 署長等は、仮停止等を行う必要があると認められる交通事故が発生したときは、速やかに当該交通事故現場に臨場し、事故原因の把握に努め、実況見分等の結果により仮停止等を相当と認めたときは、直ちに迅速かつ確実な捜査を行わなければならない。ただし、署長等がやむを得ない事情により自ら臨場できないときは、交通課長等責任ある幹部を必ず臨場させるものとする。
- 当該交通事故を起こした者がその事実を認めないときは、将来不服申立て又は行政訴訟によって争われる場合が多いので、本人の自供以外の証拠を収集し、立証が十分できるように努めなければならない。

- 3 当該交通事故の被害の程度又は責任の度合いが軽微で、明らかに軽い本処分に相当すると認められる事案については、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう上申しなければならない。
- 4 当該交通事故を起こした者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内自動車等を運転することができないと認められる場合は、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう上申をしなければならない。

第4 報告

署長等は、仮停止等の対象事案であると認めたときは、警察本部運転免許本部東北信運転免許課長（以下「東北信課長」という。）と協議の上、当該処分を決定するものとし、免許本部長が別に定める報告書により東北信課長を経由して運転免許本部長に報告しなければならない。

第5 意見の聴取の通知

- 1 東北信課長は、第4の報告を受理したときは、次に掲げるところにより処理するものとする。
 - (1) 当該交通事故が、法第104条（法第107条の5第4項において準用する場合を含む。）に定める意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を必要とし、かつ、交通事故を起こした者の住所地が長野県内にあるときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を署長等に通知する。
 - (2) 当該交通事故が意見の聴取を必要とし、かつ、交通事故を起こした者の住所地が他の都道府県にあるときは、当該住所地を管轄する公安委員会に、当該交通事故の概要及び仮停止等を必要とする理由を連絡するとともに、意見の聴取の期日及び場所の指定を求め、指定された意見の聴取の期日及び場所を署長等に通知する。
- 2 署長等は、1の通知を受けたときは、免許本部長が別に定める通知書を作成して被処分者に交付するとともに、免許本部長が別に定める受領書を徴しておかなければならない。
- 3 東北信課長は、長野県内に住所を有する者が他の都道府県の署長等により仮停止等を受けたときは、仮停止等をした署長等に対し、意見の聴取の期日及び場所を連絡し、意見の聴取通知書の交付を依頼するものとする。

第6 仮停止等

署長等は、仮停止等をするときは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。）第30条に規定する仮停止処分通知書又は仮禁止処分通知書（以下「処分通知書」という。）を交付し、当該処分を執行した上、法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）に定める弁明の機会の付与について、次に掲げる事項を教示するものとする。

- (1) 弁明は、特別な事情のない限り警察署（警察本部高速道路交通警察隊にあっては本隊）で行うこと。
- (2) 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行うこと。
- (3) 弁明は、口頭による弁明に代えて、弁明書を提出して行うことができること。
- (4) 弁明は、仮停止等を受けた者の代理人によってもできること。

第7 免許証等の保管

署長等は、仮停止をした場合、処分を受けた者の運転免許証（以下「免許証」という。）又は法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の保有状況に応じて、次の措置を講じること。

- (1) 仮停止等を受けた者が免許証のみを有するものである場合は、免許証の提出を受けること。
- (2) 仮停止等を受けた者がマイナ免許証のみを有するものである場合は、マイナ免許証の提示を受け、法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下「免許情報記録」という。）の抹消を行うこと。
- (3) 仮停止等を受けた者が免許証及びマイナ免許証を有するものである場合は、免許証の提出を受けるとともに、マイナ免許証の提示を受け、免許情報記録の抹消を行うこと。
- (4) 仮停止等を受けた者が国際運転免許証及び外国運転免許証を有するものである場合は、国際運転免許証及び外国運転免許証の提出を受けること。

第 8 免許証等の提出

署長等は、法第 103 条の 2 第 3 項（法第 107 条の 5 第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により免許証、国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「免許証等」という。）の提出を受けたとき又は同条第 4 項の規定により免許情報記録を抹消したときは、次に掲げる事項を教示するとともに、他の都道府県に住所地を変更した旨の申出を受けたときは、東北信課長に即報するものとする。

- (1) 仮停止等の期間内に本処分が行われず仮停止の期間が満了したときは、警察本部運転免許本部の東北信運転免許課北信運転免許センター又は中南信運転免許課中南信運転免許センターにおいて免許証等の返還の請求又は特定免許情報（法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）の記録の申請をすること。
- (2) 仮停止等の期間内に他の都道府県に住所地を変更した場合には、速やかに道路交通法施行規則第 20 条に規定する運転免許証記載事項変更届（国際運転免許証又は外国運転免許証にかかるものにあつては、住所地を変更した旨）を仮停止等をした署長等に提出（通知）すること。

第 9 弁明

- 1 署長等は、法第 103 条の 2 第 2 項（法第 107 条の 5 第 10 項において準用する場合を含む。）に定める弁明において、仮停止等を受けた者又はその代理人（以下「弁明者」という。）から口頭による弁明が行われたときは、警部以上の階級にある警察官又は交通専務の警部補以上の警察官を指名し、別に定める弁明調書を作成させなければならない。
- 2 署長等は、指名した警察官が弁明を録取した場合には、速やかにその内容を署長等に報告させなければならない。
- 3 署長等は、弁明者の弁明内容を審査し、仮停止等を行うことが適当でないと認めたときは、東北信課長に連絡し、当該仮停止等を取り消すものとする。
- 4 署長等は、3 により仮停止等を取り消したときは、提出された免許証等を返還し、受領書を徴しておかなければならない。

なお、免許情報記録を抹消した者については、警察本部運転免許本部の東北信運転免許課北信運転免許センター若しくは東北信運転免許課東信運転免許センター若しくは中南信運転免許課中南信運転免許センター又は飯田警察署に特定免許情報の記録を申請するように教示すること。

第 10 書類の送付

- 1 署長等は、仮停止等をしたときは、次に掲げる書類を東北信課長に送付しなければならない。ただし、仮停止等をした者の住所地が他の都道府県にあるときは、東北信課長を経由して、当該住所地を管轄する公安委員会に対し送付するものとする。
 - (1) 提出された免許証等
 - (2) 処分通知書の写し
 - (3) 意見の聴取通知書の副本
 - (4) 弁明書又は弁明調書
 - (5) 実況見分調書の写し
 - (6) 当該処分を受けた者及び関係者の供述調書の写し
 - (7) 診断書又は検案書の写し
 - (8) 捜査報告書の写し
 - (9) その他参考となる交通事故現場の写真等
- 2 署長等は、仮停止等をした日からおおむね 3 日以内に 1 の送付を行うこととし、他の都道府県公安委員会に送付する場合は、原則として当該事故にかかる意見の聴取の期日の 5 日前までに到着するよう書留速達郵便により所定の期日までに送付しなければならない。ただし、送付することが困難と認められるときは、意見の聴取に必要な事項を電話等により即報するなど適宜な措置を講ずるものとする。

第 11 移送

署長等は、仮停止等を受けた者が、仮停止等の期間内に他の都道府県公安委員会に住所を変更した場合は、第 8 の(2)の提出又は通知のあつたときに限り、法第 103 条の 2 第 5 項（法第 107 条の 5 第 10 項において準用する場合を含む。）に定める移送を行うものとする。

第 12 免許証等の返還等

- 1 東北信課長及び警察本部運転免許本部中南信運転免許課長は、仮停止等の期間内に本処分が行われず仮停止の期間が満了したとき若しくは第 9 の 3 の規定により仮停止が取り消されたとき又は仮禁止の処分に係る者が本邦から出国する時において、被処分者から免許証等の返還の請求を受けたときは、当該免許証等を返還しなければならない。
- 2 警察本部運転免許本部の東北信運転免許課北信運転免許センター長若しくは東北信運転免許課東信運転免許センター長若しくは中南信運転免許課中南信運転免許センター長又は飯田警察署長は、仮停止等の期間内に本処分が行われず仮停止の期間が満了したとき又は第 9 の 3 の規定により仮停止が取り消されたときにおいて、被処分者から特定免許情報の記録の申請を受けたときは、その者の法第 95 条の 2 第 1 項に規定する個人番号カードの区分部分に特定免許情報の記録を行わなければならない。